

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県行田県土整備事務所長 園 田 誠 司

一 道路の種類 県道

二 路線名 羽生外野栗橋線

三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
で 同市新利根一丁目一番一地先	から 加須市外野字下二〇六番三地先	で 同市外野字古川八二四番地先	区 間
一〇六二・六〇 三二・〇〇	一一・五〇 一〇・七五	五・〇〇 一二・七五	敷地の幅員 (メートル)
一〇六二・六〇		九四二・六〇	延長 (メートル)
	継ぐ。	平成二十三年四月八日付け埼玉 県行田県土整備事務所長告示第 十一号で予定された引継の処理で あり、旧Aを加須市道として引き 継ぐ。	備 考